

家畜伝染病発生に伴う円滑な防疫措置の実施

【担当省庁】農林水産省

奈良県における取組

現状と課題(背景・要望する理由等)

本県では**都市近郊型の畜産**であるため、その立地条件から発生地、もしくはその付近での**焼埋却地の確保が非常に困難**である。畜産農家に対しては埋却地の確保に努めるよう指導しているが、埋却に必要な面積の土地を確保している場合でも、大半が周辺が住宅地である等の理由により、埋却作業が困難となることが想定される状況である。県や市町村の公有地での埋却地確保についても努めているが、確保されたのは一部に限られている。

鳥インフルエンザの場合については、一部の市町や民間の焼却施設と協定書を締結し、死体等の処理についての道筋ができた。

しかし、**口蹄疫の場合は**、死体が大きいことや運搬の問題等により**移動式死体処理装置に依存せざるを得ない**状況である。

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関(FAO)などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には国家間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例であり、国家防疫として対応すべき疾病であるため、万一発生時に迅速に対応出来るよう、移動式死体処理装置の設置台数の増設を要望する。

国の移動式死体処理装置の整備状況

保管場所	動物検疫所 中部空港支所 (愛知県)
台数	1
能力	牛180頭/日

国にお願いすること

同時発生した場合に備えて、埋却が困難な地域を中心に移動式死体処理装置の配備拡大をお願いする。



＜移動式死体処理装置＞